

Q&Aの追加・更新一覧

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(更新前版)	修正前(追加・更新後版)	修正理由
平成27年4月17日	1-1-2	追加	-	Q1-1-2 個人番号の利用目的について、個人情報保護法における個人情報の利用目的とは別として本人に通知等を行う必要があります。 A1-1-2 個人番号の利用目的と個人情報保護法における個人情報の利用目的とを区別して通知等を行う法的義務はありませんが、個人番号の利用範囲は限定されているため、その利用範囲を超えて利用目的を特定・通知等しないよう留意する必要があります。(平成27年4月追加)	-		Q1-1-2 個人番号の利用目的について、個人情報保護法における個人情報の利用目的とは別として本人に通知等を行う必要があります。 A1-1-2 個人番号の利用目的と個人情報保護法における個人情報の利用目的とを区別して通知等を行う法的義務はありませんが、個人番号の利用範囲は限定されているため、その利用範囲を超えて利用目的を特定・通知等しないよう留意する必要があります。(平成27年4月追加)	
平成27年4月17日	1-2-2	追加	-	Q1-2-2 扶養控除等申告書に記載されている個人番号を、源泉徴収作成事務に利用することはできませんか。 A1-2-2 扶養控除等申告書に記載された個人番号を取得するに当たり、源泉徴収作成事務がその利用目的として含まれていると解釈されますので、個人番号を源泉徴収作成事務に利用することは利用目的の範囲内の利用として認められます。(平成27年4月追加)	-			
平成27年4月17日	3-12	更新	Q3-12 特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。 A3-12 当該事業者が当該契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、そもそも、個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、そもそも、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けたとみなすことはできませんので、番号法上の委託には該当しません。 当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。(平成27年4月更新・Q9-2-2に分割)	Q3-12 特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。 A3-12 当該事業者が当該契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、そもそも、個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、そもそも、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けたとみなすことはできませんので、番号法上の委託には該当しません。 当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。(平成27年4月更新・Q9-2-2に分割)	最後の段落については、個人番号の定義に関する内容であり、Q9-2に記述することとしました。	Q3-12 特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。 A3-12 当該事業者が当該契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、そもそも、個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、そもそも、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けたとみなすことはできませんので、番号法上の委託には該当しません。 当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。(平成27年4月更新・Q9-2-2に分割)	下線の追加	
平成27年4月17日	3-14-2	追加	-	Q3-14-2 特定個人情報の受渡しに関して、配送業者、通信事業者等の外部事業者による配送・通信手段を利用する場合、番号法上の委託に該当しますか。 A3-14-2 特定個人情報の受渡しに関して、配送業者による配送手段を利用する場合、当該配送業者は、通常、放課された特定個人情報の中身の詳細については周知しないことから、事業者と配送業者との間で特定個人情報の取扱いについての合意があった場合を除き、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託には該当しないものとされます。 また、通信事業者による通信手段を利用する場合も、当該通信事業者は、通常、特定個人情報を取り扱っているのではなく、通信手段を提供しているにすぎないことから、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託には該当しないものとされます。 なお、事業者には、安全管理措置(番号法第12条等)を講ずる義務が課せられていますので、個人番号及び特定個人情報が漏れないよう、適切な外部事業者の選択、安全な配送方法の指定等の措置を講ずる必要があります。(平成27年4月追加)	-		Q3-14-2 特定個人情報の受渡しに関して、配送業者、通信事業者等の外部事業者による配送・通信手段を利用する場合、番号法上の委託に該当しますか。 A3-14-2 特定個人情報の受渡しに関して、配送業者による配送手段を利用する場合、当該配送業者は、通常、放課された特定個人情報の中身の詳細については周知しないことから、事業者と配送業者との間で特に特定個人情報の取扱いについての合意があった場合を除き、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託には該当しないものとされます。 また、通信事業者による通信手段を利用する場合も、当該通信事業者は、通常、特定個人情報を取り扱っているのではなく、通信手段を提供しているにすぎないことから、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託には該当しないものとされます。 なお、事業者には、安全管理措置(番号法第12条等)を講ずる義務が課せられていますので、個人番号及び特定個人情報が漏れないよう、適切な外部事業者の選択、安全な配送方法の指定等の措置を講ずる必要があります。(平成27年4月追加)	インデントの修正
平成27年4月17日	5-1-2	追加	-	Q5-1-2 税や社会保険の手続きに関して個人番号関係事務実施となる事業者は、平成28年1月(個人番号の利用開始)以前に、従業員等から個人番号を収集することは可能ですか。 A5-1-2 個人番号の通知を受けている本人から、平成28年1月から始まる個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集することは可能です(「内閣府」社会保険・税番号制度「ホームページ」事業者のみさまへ)。「(事業者による個人番号の事前収集」について)参照)。(平成27年4月追加)	-			
平成27年4月17日	5-8-2	追加	-	Q5-8-2 個人番号を記載しなければ、支払調書の写しを本人に送付することはできませんか。 A5-8-2 本人の個人番号を含めて全ての個人番号を記載しない措置や複元できない程度に加工された個人番号の提供制限の適用を受けないことから、個人情報保護法第25条に基づき開示の求めに応じ、支払調書の写しを本人に送付することが可能です。(平成27年4月追加)	-			
平成27年4月17日	6-4	更新	Q6-4 所管法令によって個人番号が記載された書類を一定期間保存することが義務付けられている場合には、その期間、事業者が <b>支払調書を作成するシステム内で個人番号を保管することができませんか。</b> A6-4 所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、 <b>支払調書の提出後、個人番号関係事務を行うための目的がある限りは、個人番号を保管することができると解釈されます。</b> (平成27年4月追加)	Q6-4 所管法令によって個人番号が記載された書類を一定期間保存することが義務付けられている場合には、その期間、事業者がシステム内で個人番号を保管することができませんか。 A6-4 所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、当該書類だけでなく、システム内においても保管することができると解釈されます。(平成27年4月追加)		記載内容を正確にするために訂正したものであり、結論に変更はありません。なお、保存義務が課されていない支払調書の控えの取扱いについては、Q6-4-2に記述しています。		
平成27年4月17日	6-4-2	追加	-	Q6-4-2 支払調書の控えには保存義務が課されていませんが、支払調書の作成・提出後個人番号が記載された支払調書の控えを保管することができますか。 A6-4-2 支払調書を正しく作成して提出したかを確認するために支払調書の控えを保管することは、個人番号関係事務の一環として認められると考えられます。 支払調書の控えを保管する期間については、確認の必要性及び特定個人情報の保有に係る安全性を勘案し、事業者において判断してください。なお、税務における更正決定等の期間制限に鑑みると、保管できる期間は最長でも7年が限度であると考えられます。(平成27年4月追加)	-			
平成27年4月17日	6-7	更新	Q6-7 支給が数年に渡り繰延される賃与がある場合、退職後も繰延支給が行われなくなることを確認できるまで個人番号を保管することは可能ですか。 A6-7 退職後に繰延支給される賃与が給与所得に該当し、 <b>支払調書の提出が必須な場合には、繰延支給が行われなくなることを確認できるまで個人番号を保管することができると解釈されます。</b> (平成27年4月更新)	Q6-7 支給が数年に渡り繰延される賃与がある場合、退職後も繰延支給が行われなくなることを確認できるまで個人番号を保管することは可能ですか。 A6-7 退職後に繰延支給される賃与が給与所得に該当し、 <b>源泉徴収の性が必須な場合には、繰延支給が行われなくなることを確認できるまで個人番号を保管することができると解釈されます。</b> (平成27年4月更新)	記載内容を正確にするために訂正しました。			
平成27年4月17日	9-2	追加	-	Q9-2 個人番号を暗号化等により秘匿化すれば、個人番号に該当しないと考えてよいですか。 A9-2 個人番号は、仮に暗号化等により秘匿化されていても、その秘匿化されたものについても個人番号を一定の法則に従って変換したものであることから、番号法第2条第8項に規定する個人番号に該当します。(平成27年4月追加)	-			
平成27年4月17日	9-3	追加	-	Q9-3 個人番号をばらばらの数字に分解して保管すれば、個人番号に該当しないと考えてよいですか。 A9-3 個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するに当たっては、ばらばらに分解した数字を集めて復合し、分解前の個人番号に復元して利用することになるため、ばらばらの数字に分解されたものについても全体として番号法第2条第8項に規定する個人番号であると考えられます。(平成27年4月追加)	-			

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(更新前欄)	修正前(追加・更新後欄)	修正理由
平成27年4月17日	15-1-2	追加	-	Q15-1-2 事務取扱担当者が、顧客先等から特定個人情報等を持ち帰る場合に留意すべき事項はありますか。 A15-1-2 特定個人情報等を持ち帰る場合についても、当然に漏えい等を防止するために物理的安全管理措置を講ずる必要があります。留意すべき事項については、「6. 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止」を参照してください。(平成27年8月追加)	-			
平成27年8月6日	4-1-2	追加	-	Q4-1-2 個人番号関係事務実施者である事業者(事業者から個人番号を収集する事務の委託を受けた者を含む。)は、従業員等の家族員の個人番号を収集することができますか。 A4-1-2 個人番号関係事務実施者である事業者(事業者から個人番号を収集する事務の委託を受けた者を含む。)は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人又は他の個人番号関係事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができます。 したがって、例えば、家族であっても社会保険や税に関する扶養親族に該当しない者などは、事業者として個人番号関係事務を処理する必要がないことから、それらの者の個人番号の提供を求めることはできません。(平成27年8月追加)	-			
平成27年8月6日	6-2-2	追加	-	Q6-2-2 扶養控除等申告書に記載される扶養親族の個人番号については、従業員が個人番号関係事務実施者として番号法上の本人確認を行うこととされており、事業者には本人確認義務は課せられていませんが、事業者には番号法上の本人確認義務がない場合であっても、書類に正しい番号が記載されているかを確認するために、事業者が扶養親族の通知カードや個人番号カードのコピーを取得することはできますか。 A6-2-2 個人番号関係事務においては正しい個人番号が取り扱われることが前提ですので、事業者は、個人番号関係事務を実施する一環として、個人番号カード等のコピーを取得し、個人番号を確認することが可能と解されます。なお、取得したコピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。(平成27年8月追加)	-			
平成27年8月6日	10-2	追加	-	Q10-2 事務取扱担当者には、特定個人情報等を取り扱う事務に従事する全ての者が該当しますか。 A10-2 事務取扱担当者は、一般的には、個人番号の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当すると考えられます。 ただし、事務取扱担当者に該当するか否かを判断することも重要ですが、当該事務のリスクを適切に検討し、必要かつ適切な安全管理措置を講ずることが重要です。例えば、扱う役割に応じて、定期的に発生する事務や中心となる事務を担当する者に対して講ずる安全管理措置と、書類を移送するなど補助的に一部の事務を行う者に対して講ずる安全管理措置とが異なってくることは十分に考えられます。 なお、社内管理上、定期的に発生する事務や中心となる事務を担当する者のみを事務取扱担当者として位置付けることも考えられますが、特定個人情報等の取扱いに関わる事務フロー全体として漏れのない必要かつ適切な安全管理措置を講じていただくことが重要です。(平成27年8月追加)	-			
平成27年8月6日	11-4	追加	-	Q11-4 機密的メール攻撃等による特定個人情報の漏えい等の被害を防止するために、安全管理措置に関して、どのような点に注意すればよいですか。 A11-4 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し適切に運用する等のガイドラインの遵守に加え、次のような安全管理措置を講ずることが考えられます。 ・不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、被害を最小化する仕組み(ネットワークの遮断等)を導入し、適切に運用する。 ・特定個人情報ファイルを確実に保存する必要がある場合、パスワードの設定又は暗号化により秘匿する(データの暗号化又はパスワードによる保護に当たっては、不正に入手した者が容易に解読できないように、暗号鍵及びパスワードの運用管理、パスワードに用いる文字の種類や桁数等の要素を考慮する。) ・情報漏えい等の事象の発生又は兆候を把握した場合の迅速な情報連絡についての確認・訓練を行う。 また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等がホームページで公表しているセキュリティ対策等を参考にすることも考えられます。(平成27年8月追加)	-	Q11-4 機密的メール攻撃等による特定個人情報の漏えい等の被害を防止するために、安全管理措置に関して、どのような点に注意すればよいですか。 A11-4 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し適切に運用する等のガイドラインの遵守に加え、次のような安全管理措置を講ずることが考えられます。 ・不正アクセス等の被害に遭った場合であっても、被害を最小化する仕組み(ネットワークの遮断等)を導入し、適切に運用する。 ・特定個人情報ファイルを確実に保存する必要がある場合、パスワードの設定又は暗号化により秘匿する(データの暗号化又はパスワードによる保護に当たっては、不正に入手した者が容易に解読できないように、暗号鍵及びパスワードの運用管理、パスワードに用いる文字の種類や桁数等の要素を考慮する。) ・情報漏えい等の事象の発生又は兆候を把握した場合の迅速な情報連絡体制についての確認・訓練を行う。 また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等がホームページで公表しているセキュリティ対策等を参考にすることも考えられます。(平成27年8月追加)		追加更新では、「情報連絡体制」となっていたものが、「情報連絡」となっていたもの ⇒形付け込み版に合わせて、追加・更新一覧の修正を予定
平成27年8月6日	13-2	追加	-	Q13-2 中小規模事業者も取扱規程等を策定しなければなりませんか。 A13-2 中小規模事業者においては、必ずしも取扱規程等の策定が義務付けられているものではなく、特定個人情報の取扱方法や責任者・事務取扱担当者が明確になっていれば早急なるものと考えられます。明瞭な方法については、口頭で明確化する方法的のほか、業務マニュアル、業務フロー図、チェックリスト等に特定個人情報の取扱いを加えるなどの方法も考えられます。(平成27年8月追加)	-			
平成27年8月6日	15-1-3	追加	-	Q15-1-3 「a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理」における「管理区域」及び「取扱区域」を明確にし物理的な安全管理措置を講ずるに当たって、区域ごとに全て同じ安全管理措置を講ずる必要があるのでしょうか。 A15-1-3 各区域で同じ安全管理措置を講ずる必要はなく、区域によっては取り扱う特定個人情報の量、利用頻度、使用する事務機器や環境等により、講ずべき物理的安全管理措置が異なると考えられますので、例えば、管理区域については厳格に入退室を管理し、取扱区域については指紋切りの読取や顔面配置の工夫を行うなど、それぞれの区域に応じた適切な安全管理措置を講じていただくこととなります。(平成27年8月追加)	-			
平成27年8月6日	15-1-4	追加	-	Q15-1-4 「a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理」及び「b 機器及び電子媒体等の盗難の防止」について、従業員数人程度の事業者における手法の例示を教えてください。 A15-1-4 一つの事務室で事務を行っている場合を想定すると、例えば、来客スペースから特定個人情報等に係る書籍やパソコンの画面が見えないよう各種の工夫をすることが考えられます。盗難防止については、留守にする際には確実にドアに施錠をする、特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体や個人番号が記載された書類等は、施錠できるセキュリティーボックス等に収納し、使用しなくなったときは施錠して他人が盗まれないように保管することは、後の重要な書類等と同様です。(平成27年8月追加)	-			

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(更新前版)	修正前(追加・更新後版)	修正理由
平成27年10月5日	4-6	追加	-	<p>Q4-6 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。</p> <p>A4-6 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安例に個人番号を記載しない書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。</p> <p>経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないというではありません(国税庁ホームページ「国税分野におけるFAQ」(G2-10)参照)。(平成27年10月追加)</p>	-			
平成27年10月5日	5-2	更新	<p>Q5-2 従業員等本人に給与所得の源泉徴収票を交付する場合において、その従業員等本人や扶養親族の個人番号を赤字に状態で交付してはいませんか。また、従業員等本人は、個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用する場合がありますか。</p> <p>A5-2 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、所得税法施行規則第93条に基づいて、その本人及び扶養親族の個人番号を記載することになります。個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用する場合には、所定の確定申告で使用することができません。また、その際の本人確認に関する資料で、その源泉徴収票が利用される予定で「本人確認に関する資料は、国税庁(社会保険・税務番号制度ホームページ)にある質問(FAQ)(Q4-3-1、2)を参照」。</p>	<p>Q5-2 従業員等本人に給与所得の源泉徴収票を交付する場合において、その従業員等本人や扶養親族の個人番号を赤字に状態で交付してはいませんか。</p> <p>A5-2 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号を記載していない源泉徴収票を本人に交付することとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第26条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。			
平成27年10月5日	5-3	更新	<p>Q5-3 住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。</p> <p>A5-3 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号が記載されていない源泉徴収票の交付を受けることとなります。</p> <p>給与所得の源泉徴収票は、住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で利用することができませんが、そのような場合は、番号法第19条第5号において定められている特定個人情報の提供に該当しません。したがって、そのような場合には、給与所得の源泉徴収票を使用する場合には、個人番号部分を復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。</p>	<p>Q5-3 住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。</p> <p>A5-3 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号が記載されていない源泉徴収票の交付を受けることとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第26条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。			
平成27年10月5日	5-4	更新	<p>Q5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等みなす金額に関する支払通知書等)にも個人番号を記載することになっていますが、本人に交付することは任意制に違反しますか。</p> <p>A5-4 支払通知書は、所得税法等によって個人番号を記載して本人に交付することが義務付けられており、その法律の規定に従って本人に交付することにより個人番号関係事項に該当します。したがって、番号法第19条第5号の規定により、個人番号が記載された支払通知書を本人に交付することとなります。</p>	<p>Q5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等みなす金額に関する支払通知書等)にも個人番号を記載することになっていますが、本人に交付することは任意制に違反してはいませんか。</p> <p>A5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等みなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、本人の個人番号を記載しないことで本人に交付することとなります。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第26条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。			
平成27年10月5日	14-2	更新	<p>Q14-2 「b 取扱規程等に基づく運用」及び「c 取扱状況を確認する手段の整備」の[中小規模事業者における対応方法]における「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、どのように考えることが適切ですか。</p> <p>A14-2 「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、例えば、以下の方法が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務日誌等において、例えば、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、本人への交付日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録する。</li> <li>・取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。</li> </ul>	<p>Q14-2 「b 取扱規程等に基づく運用」及び「c 取扱状況を確認する手段の整備」の[中小規模事業者における対応方法]における「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、どのように考えることが適切ですか。</p> <p>A14-2 「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、例えば、以下の方法が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務日誌等において、例えば、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録する。</li> <li>・取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。</li> </ul>	平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。		赤字、下線の追加	
平成27年10月5日	17-6	更新	<p>Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。</p> <p>A17-6 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安例に個人番号を記載しない書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。</p> <p>経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかを判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないというではありません(国税庁ホームページ「国税分野におけるFAQ」(G2-10)参照)。(平成27年10月追加)</p>	<p>Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。</p> <p>A17-6 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安例に個人番号を記載しない書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。</p> <p>経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかを判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないというではありません(国税庁ホームページ「国税分野におけるFAQ」(G2-10)参照)。(平成27年10月追加)</p>	平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。		インデントの修正	
平成27年10月5日	18-1	更新	<p>Q18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書にも個人番号を記載することになっていますが、本人に交付することは任意制に違反しますか。</p> <p>A18-1 支払通知書は、所得税法等によって個人番号を記載して本人に交付することが義務付けられており、その法律の規定に従って本人に交付することにより個人番号関係事項に該当します。したがって、番号法第19条第5号の規定により、個人番号が記載された支払通知書を本人に交付することとなります。</p>	<p>Q18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書にも個人番号を記載することになっていますが、本人に交付することは任意制に違反してはいませんか。</p> <p>A18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等みなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、本人の個人番号を記載しないことで本人に交付することとなります。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第26条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたため、回答を更新しました。			

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(追加・更新前)	修正前(追加・更新後)	修正理由
平成28年4月12日	4-6	更新	<p>Q4-6 従業員や講演料等の支払先から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。</p> <p>A4-6 法定調書の作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税徴収法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めない。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておくべき。</p> <p>経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、法定調書などの提供が拒否されている方では個人番号をお持ちとしない。また、法定調書に個人番号を記載することにはできませんので、個人番号の記載がないこととまとめて、納税者が書類を受取しないという点は必ず記入(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-3)参照)。(平成27年10月追加)</p>	<p>Q4-6 従業員や講演料等の支払先から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。</p> <p>A4-6 法定調書の作成などに際し、従業員等から個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等に個人番号を記載しないで「納税者等に書類を提出せず、法定調書に個人番号の記載は、法律(国税徴収法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めない。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておくべき。</p> <p>経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、納税者では、番号取得者本人の住所を返却する観点から考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合は書類を受取しないという点は必ず記入(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)参照)。(平成27年10月追加・平成28年4月更新)</p>	<p>国税庁ホームページで公表されている「社会保険・税番号制度&lt;マイナンバー&gt;FAQ」の更新があったことにより、回答を更新しました。</p>	<p>Q4-6 従業員や講演料等の支払先から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。</p>	<p>赤字、下線の修正 なぜか、「平成27年10月追加」が消されていることから、記載を追加⇒全体版も修正する必要があります。</p>	
平成28年4月12日	5-6	更新	<p>Q5-6 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する申告書は、法令に基づき、勤務先等及び金融機関に提出されることとなります。この場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報、金融機関に対して提供すると考えられています。</p> <p>A5-6 個人番号が記載された申告書が、法令に基づき、勤務先等及び金融機関に提出される場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報、金融機関に対して提供することとなります。なお、本人確認の措置は、勤務先等が本人から個人番号の提供を受ける際に実施することとなります。</p>	<p>Q5-6 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する申告書は、法令に基づき、勤務先等及び金融機関に提出されることとなります。この場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報、金融機関に対して提供すると考えられています。</p> <p>A5-6 個人番号が記載された申告書が、法令に基づき、勤務先等及び金融機関に提出される場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報、金融機関に対して提供することとなります。なお、本人確認の措置は、勤務先等が本人から個人番号の提供を受ける際に実施することとなります。</p>	<p>平成28年度税制改正において、財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する申告書には個人番号を記載しないこととされ、非課税に関する申告書にのみ個人番号を記載することとされたことから、回答を更新しました。</p>	<p>Q5-6 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する申告書は、法令に基づき、勤務先等及び金融機関に提出されることとなります。この場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報、金融機関に対して提供すると考えられています。</p>		
平成28年4月12日	17-6	更新	<p>Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。</p> <p>A17-6 法定調書の作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等に個人番号を記載しないで「納税者等に書類を提出せず、法定調書に個人番号の記載は、法律(国税徴収法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めない。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておくべき。</p> <p>経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかを判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、法定調書などの提供が拒否されている方では個人番号をお持ちとしない。また、法定調書に個人番号を記載することにはできませんので、個人番号の記載がないこととまとめて、納税者が書類を受取しないという点は必ず記入(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-3)参照)。(平成27年10月追加)</p>	<p>Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。</p> <p>A17-6 法定調書の作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等に個人番号を記載しないで「納税者等に書類を提出せず、法定調書に個人番号の記載は、法律(国税徴収法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めない。</p> <p>それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておくべき。</p> <p>経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかを判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、納税者では、番号取得者本人の住所を返却する観点から考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合は書類を受取しないという点は必ず記入(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)参照)。(平成27年10月追加・平成28年4月更新)</p>	<p>国税庁ホームページで公表されている「社会保険・税番号制度&lt;マイナンバー&gt;FAQ」の更新があったことにより、回答を更新しました。</p>	<p>Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。</p>	<p>更新日付の修正 なぜか、「平成27年10月追加」が消されていることから、記載を追加⇒全体版も修正する必要があります。</p>	
平成28年4月12日	17-8	更新	<p>Q17-8 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する申告書は、法令に基づき、勤務先等及び金融機関に提出されることとなります。この場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報、金融機関に対して提供すると考えられています。</p> <p>A17-8 個人番号が記載された申告書が、法令に基づき、勤務先等及び金融機関に提出される場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報、金融機関に対して提供することとなります。なお、本人確認の措置は、勤務先等が本人から個人番号の提供を受ける際に実施することとなります。</p>	<p>Q17-8 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する申告書は、法令に基づき、勤務先等及び金融機関に提出されることとなります。この場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報、金融機関に対して提供すると考えられています。</p> <p>A17-8 個人番号が記載された申告書が、法令に基づき、勤務先等及び金融機関に提出される場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報、金融機関に対して提供することとなります。なお、本人確認の措置は、勤務先等が本人から個人番号の提供を受ける際に実施することとなります。</p>	<p>平成28年度税制改正において、財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する申告書には個人番号を記載しないこととされ、非課税に関する申告書にのみ個人番号を記載することとされたことから、回答を更新しました。</p>	<p>Q17-8 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する申告書は、法令に基づき、勤務先等及び金融機関に提出されることとなります。この場合、勤務先等及び金融機関がそれぞれ個人番号関係事務実施者となり、勤務先等は本人から提供を受けた特定個人情報、金融機関に対して提供すると考えられています。</p>		
平成28年4月26日	6-2	更新	<p>Q6-2 番号法上の本人確認の措置を実施するに当たり、個人番号カード等の本人確認書類のコピーを保管する法令上の義務はありませんが、本人確認の記録を残すためにコピーを保管することはできます。</p> <p>ただし、コピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。</p>	<p>Q6-2 番号法上の本人確認の措置を実施するに当たり、個人番号カード等の本人確認書類のコピーを保管する法令上の義務はありませんが、本人確認の記録を残すためにコピーを保管することはできます。</p> <p>ただし、コピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。</p> <p>なお、個人番号を取得する際の本人確認書類の取扱いをめぐって、本人と事業者の間でトラブルとなる事例が発生していることに関しましては、個人番号関係事務の取扱いをめぐって、本人と事業者の間でトラブルとなる事例が発生していることに関しましては、個人番号の提供の際に、本人確認書類のコピーの提出を受け付ける場合、必要な手続きを行った後に本人確認書類が不要となった段階で、速やかに廃棄しましょう。(平成27年8月追加・平成28年4月更新)</p>	<p>個人番号を取得する際の本人確認書類の取扱いをめぐって、本人と事業者の間でトラブルとなる事例が発生しているため、回答を更新しました。</p>	<p>Q6-2 番号法上の本人確認の措置を実施するに当たり、個人番号カード等の本人確認書類のコピーを保管する法令上の義務はありませんが、本人確認の記録を残すためにコピーを保管することはできます。</p>	<p>赤字、下線の修正 なぜか「平成27年8月追加」が消されていることから、記載を追加⇒全体版も修正する必要があります。</p>	
平成28年4月26日	6-2-2	更新	<p>Q6-2-2 扶養控除等申告書に記載される扶養親族の個人番号については、従業員が個人番号関係事務実施者として番号法上の本人確認を行うこととされており、事業者には本人確認義務は課せられていませんが、事業者には番号法上の本人確認義務がない場合であっても、書類に正しい番号が記載されているかを確認するために、事業者が扶養親族の通知カードや個人番号カードのコピーを取得することはできます。</p> <p>A6-2-2 個人番号関係事務においては正しい個人番号が取り扱われることが前提ですので、事業者は、個人番号関係事務を実施する一環として、個人番号カード等のコピーを取得し、個人番号を記録することが可能とされます。</p> <p>ただし、取得したコピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。</p>	<p>Q6-2-2 扶養控除等申告書に記載される扶養親族の個人番号については、従業員が個人番号関係事務実施者として番号法上の本人確認を行うこととされており、事業者には本人確認義務は課せられていませんが、事業者には番号法上の本人確認義務がない場合であっても、書類に正しい番号が記載されているかを確認するために、事業者が扶養親族の通知カードや個人番号カードのコピーを取得することはできます。</p> <p>A6-2-2 個人番号関係事務においては正しい個人番号が取り扱われることが前提ですので、事業者は、個人番号関係事務を実施する一環として、個人番号カード等のコピーを取得し、個人番号を記録することが可能とされます。</p> <p>ただし、取得したコピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。</p> <p>なお、個人番号を取得する際の本人確認書類の取扱いをめぐって、本人と事業者の間でトラブルとなる事例が発生していることに関しましては、個人番号の提供の際に、本人確認書類のコピーの提出を受け付ける場合、必要な手続きを行った後に本人確認書類が不要となった段階で、速やかに廃棄しましょう。(平成27年8月追加・平成28年4月更新)</p>	<p>個人番号を取得する際の本人確認書類の取扱いをめぐって、本人と事業者の間でトラブルとなる事例が発生しているため、回答を更新しました。</p>	<p>Q6-2-2 扶養控除等申告書に記載される扶養親族の個人番号については、従業員が個人番号関係事務実施者として番号法上の本人確認を行うこととされており、事業者には本人確認義務は課せられていませんが、事業者には番号法上の本人確認義務がない場合であっても、書類に正しい番号が記載されているかを確認するために、事業者が扶養親族の通知カードや個人番号カードのコピーを取得することはできます。</p>	<p>赤字、下線の修正 なぜか「平成27年8月追加」が消されていることから、記載を追加⇒全体版も修正する必要があります。</p>	

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(更新前欄)	修正前(追加・更新後欄)	修正理由
平成28年6月21日	3-14	更新	<p>Q3-14 特定個人情報を取り扱う情報システムの保守の全部又は一部に外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますが、また、外部の事業者が記録媒体等を持ち帰ることは、提供制限に違反しますか。</p> <p>A3-14 当該保守サービスを提供する事業者がサービス内容の全部又は一部として個人番号をその内容に含む電子データを取り扱う場合には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の一部の委託に該当します。</p> <p>一方、単純なハードウェア/ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託に該当しません。</p> <p>保守サービスを<b>提供する事業者</b>が、保守のために記録媒体等を持ち帰ることが想定される場合は、あらかじめ特定個人情報の保管を委託し、安全管理措置を確認する必要があります。</p>	<p>Q3-14 特定個人情報を取り扱う情報システム(以下、「この項において同じ。」)の保守の全部又は一部に外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますが、また、外部の事業者が記録媒体等を持ち帰ることは、提供制限に違反しますか。</p> <p>A3-14 当該保守サービスを提供する事業者(以下「<b>保守サービス事業者</b>」)がサービス内容の全部又は一部として個人番号をその内容に含む電子データを取り扱う場合には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の一部の委託に該当します。</p> <p>一方、単純なハードウェア/ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該保守サービス事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託に該当しません。</p> <p>保守サービスを<b>提供する事業者</b>が、保守のために記録媒体等を持ち帰ることが想定される場合は、あらかじめ特定個人情報の保管を委託し、安全管理措置を確認する必要があります。(平成28年6月更新)</p>	<p>特定個人情報を取り扱う情報システムの保守サービスの典型的な例を追加しました。</p>	<p>Q3-14 特定個人情報を取り扱う情報システムの保守の全部又は一部に外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますが、また、外部の事業者が記録媒体等を持ち帰ることは、提供制限に違反しますか。</p> <p>A3-14 当該保守サービスを提供する事業者がサービス内容の全部又は一部として個人番号をその内容に含む電子データを取り扱う場合には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の一部の委託に該当します。</p> <p>一方、単純なハードウェア/ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託に該当しません。</p> <p>保守サービスを<b>提供する事業者</b>が、保守のために記録媒体等を持ち帰ることが想定される場合は、あらかじめ特定個人情報の保管を委託し、安全管理措置を確認する必要があります。(平成28年6月更新)</p>	<p>Q3-14 特定個人情報を取り扱う情報システム(以下、「この項において同じ。」)の保守の全部又は一部に外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますが、また、外部の事業者が記録媒体等を持ち帰ることは、提供制限に違反しますか。</p> <p>A3-14 当該保守サービスを提供する事業者(以下「<b>保守サービス事業者</b>」)がサービス内容の全部又は一部として個人番号をその内容に含む電子データを取り扱う場合には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の一部の委託に該当します。</p> <p>一方、単純なハードウェア/ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該保守サービス事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託に該当しません。</p> <p>保守サービスを<b>提供する事業者</b>が、保守のために記録媒体等を持ち帰ることが想定される場合は、あらかじめ特定個人情報の保管を委託し、安全管理措置を確認する必要があります。</p>	
平成29年3月29日	1-2	更新	<p>Q1-2 利用目的の特定の事例として「源泉徴収作成事務」が記載されていますが、「源泉徴収作成事務」には、給与支払報告や退職所得の特別徴収も含まれると考えられていますか。</p> <p>A1-2 給与支払報告書、退職所得の特別徴収票は、源泉徴収と共に統一した書式で作成することとなることから、「源泉徴収作成事務」に含まれるものと考えられます。</p>	<p>Q1-2 利用目的の特定の事例として「源泉徴収作成事務」が記載されていますが、「源泉徴収作成事務」には、給与支払報告や退職所得の特別徴収も含まれると考えられていますか。</p> <p>A1-2 給与支払報告書、退職所得の特別徴収票は、源泉徴収と共に統一した書式で作成することとなることから、「源泉徴収作成事務」に含まれるものと考えられます。例えば、「<b>給与支払報告書作成事務</b>」「<b>退職所得の特別徴収作成事務</b>」の下に、単独でそれらの事例を特定する必要はありません。(平成29年3月更新)</p>	<p>質問が寄せられていることから、取扱いを明確にするために、回答を更新しました。</p>	<p>Q1-2 利用目的の特定の事例として「源泉徴収作成事務」が記載されていますが、「源泉徴収作成事務」には、給与支払報告や退職所得の特別徴収も含まれると考えられていますか。</p> <p>A1-2 給与支払報告書、退職所得の特別徴収票は、源泉徴収と共に統一した書式で作成することとなることから、「源泉徴収作成事務」に含まれるものと考えられます。例えば、「<b>給与支払報告書作成事務</b>」「<b>退職所得の特別徴収作成事務</b>」の下に、単独でそれらの事例を特定する必要はありません。(平成29年3月更新)</p>	<p>Q1-2 利用目的の特定の事例として「源泉徴収作成事務」が記載されていますが、「源泉徴収作成事務」には、給与支払報告や退職所得の特別徴収も含まれると考えられていますか。</p> <p>A1-2 給与支払報告書、退職所得の特別徴収票は、源泉徴収と共に統一した書式で作成することとなることから、「源泉徴収作成事務」に含まれるものと考えられます。</p>	不要な記載の削除 下線の修正
平成29年3月29日	1-3-2	追加	<p>Q1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知等しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができますか。</p> <p>A1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知等しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。(平成29年3月追加)</p>	<p>Q1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知等しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。</p> <p>したがって、利用目的として「源泉徴収作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」を特定し、本人に通知している場合、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができます。(平成29年3月追加)</p>	<p>—</p>	<p>Q1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知等しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができますか。</p> <p>A1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知等しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。</p>		
平成29年3月29日	1-3-3	追加	<p>Q1-3-3 従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により個人番号の提供を受ける場合のように、本人以外から個人番号の提供を受けることが想定されますが、個人番号の利用目的は、個人番号の提供ごとに特定する必要がありますか。</p> <p>A1-3-3 利用目的の特定は、個人情報保護法第15条に基づいて行うこととなり、個人番号の提供ごとに特定する必要はありません。例えば、「源泉徴収作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することで足りります。(平成29年3月追加)</p>	<p>Q1-3-3 従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により個人番号の提供を受ける場合のように、本人以外から個人番号の提供を受けることが想定されますが、個人番号の利用目的は、個人番号の提供ごとに特定する必要がありますか。</p> <p>A1-3-3 利用目的の特定は、個人情報保護法第15条に基づいて行うこととなり、個人番号の提供ごとに特定する必要はありません。例えば、「源泉徴収作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することで足りります。(平成29年3月追加)</p>	<p>—</p>	<p>Q1-3-3 従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により個人番号の提供を受ける場合のように、本人以外から個人番号の提供を受けることが想定されますが、個人番号の利用目的は、個人番号の提供ごとに特定する必要がありますか。</p> <p>A1-3-3 利用目的の特定は、個人情報保護法第15条に基づいて行うこととなり、個人番号の提供ごとに特定する必要はありません。例えば、「源泉徴収作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することで足りります。(平成29年3月追加)</p>		
平成28年5月30日	1-5	更新	<p>Q1-5 個人番号の利用目的の通知等は、どのような方法で行うことが適切ですか。</p> <p>A1-5 個人番号の利用目的の通知等の方法は、書類の提示のほか社内LANにおける通知が挙げられますが、個人情報保護法第18条及び<b>主権大臣のガイドライン</b>等に従って、従来から行っている個人情報の取得の際と同様の方法で行うことが考えられます。</p>	<p>Q1-5 個人番号の利用目的の通知等は、どのような方法で行うことが適切ですか。</p> <p>A1-5 個人番号の利用目的の通知等の方法は、書類の提示のほか社内LANにおける通知が挙げられますが、個人情報保護法第18条及び<b>個人情報保護法ガイドライン</b>等に従って、従来から行っている個人情報の取得の際と同様の方法で行うことが考えられます。(平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条施行後は、「個人情報保護委員会」が定める個人情報保護法ガイドライン等に従うこととなるため、回答を更新しました。</p>	<p>Q1-5 個人番号の利用目的の通知等は、どのような方法で行うことが適切ですか。</p> <p>A1-5 個人番号の利用目的の通知等の方法は、書類の提示のほか社内LANにおける通知が挙げられますが、個人情報保護法第18条及び<b>個人情報保護法ガイドライン</b>等に従って、従来から行っている個人情報の取得の際と同様の方法で行うことが考えられます。</p>		
平成29年5月30日	1-6	更新	<p>Q1-6 従業員等から、その扶養親族の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける際、個人番号の利用目的を従業員等に社内LANや就業規則により特定・通知等しては、扶養親族に対しても、従業員等(個人番号関係事務実施者)から同様の内容が特定・通知等されているものと考えられますか。</p> <p>A1-6 従業員等から、その扶養親族の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける際、個人番号の利用目的を従業員等に社内LANや就業規則により特定・通知等しては、扶養親族に対しても、従業員等(個人番号関係事務実施者)から同様の内容が特定・通知等されているものと考えられます。</p>	<p>Q1-6 従業員等から、その扶養親族の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける際、個人番号の利用目的を従業員等に社内LANや就業規則により特定・通知等しては、扶養親族に対しても、従業員等(個人番号関係事務実施者)から同様の内容が特定・通知等されているものと考えられますか。</p> <p>A1-6 従業員等から、その扶養親族の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける場合であっても、利用目的の通知等を行わなければならないという点から、通知等の方法としては、個人情報保護法第18条及び<b>主権大臣のガイドライン</b>等に従って、従来から行っている個人情報の取得の際と同様の方法で行うことが考えられます。(平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条施行後は、「個人情報保護委員会」が定める個人情報保護法ガイドライン等に従うこととなるため、回答を更新しました。</p>	<p>Q1-6 従業員等から、その扶養親族の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける場合、個人番号の利用目的を従業員等に社内LANや就業規則により特定・通知等しては、扶養親族に対しても、従業員等(個人番号関係事務実施者)から同様の内容が特定・通知等されているものと考えられますか。</p> <p>A1-6 従業員等から、その扶養親族の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける場合であっても、利用目的の通知等を行わなければならないという点から、通知等の方法としては、個人情報保護法第18条及び<b>個人情報保護法ガイドライン</b>等に従って、従来から行っている個人情報の取得の際と同様の方法で行うことが考えられます。</p>		

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(更新前側)	修正前(追加・更新後側)	修正理由
平成29年5月30日	1-9	更新	<p>Q1-9 個人情報保護法が適用されない個人番号取扱事業者は、個人番号の利用目的の特定を必要ありませんか。</p> <p>A1-9 個人情報保護法が適用されない個人番号取扱事業者は、個人情報保護法第15条に従って利用目的の特定を行う義務はありませんが、個人番号(個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するために必要な範囲内)で利用し続けなければならない場合は(権利法第2条)、個人番号を「個人番号関係事務又は個人番号利用事務を処理するために必要な範囲内」で利用するに当たっては、個人番号をその事務を処理するために利用するのにかかわらず、個人番号の利用目的の特定を行うことにはなりません。なお、利用目的の本人への通知等を行う必要はありません。</p>	<p>Q1-9 (削除)</p> <p>A1-9 (削除)(平成29年5月削除)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条及び第5条の施行により、個人情報データベース等を事業の用に供している全ての事業者が個人情報保護法の適用を受けることになり、番号法における個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に関する規定が削除されることから、本Q&amp;Aを削除しました。</p>			
平成29年5月30日	3-1	更新	<p>Q3-1 「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、番号法に基づき委託者が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられよう必要がある安全管理措置を行わなければならない」としていますが、委託先において、番号法が求める水準の安全管理措置が講じられていればよく、委託者が実際に講じている安全管理措置と同等の措置まで求められているわけではないと考えてよいですか。</p> <p>A3-1 委託先は番号法が求める水準の安全管理措置を講ずるものであり、委託者が高度の措置をとっている場合にまで、それと同等の措置を求めているわけではありません。ただし、安全管理措置の検討については、番号法だけではなく、個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン及び主務大臣のガイドライン等を遵守する必要があります。</p>	<p>Q3-1 「個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、番号法に基づき委託者が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられよう必要がある安全管理措置を行わなければならない」としていますが、委託先において、番号法が求める水準の安全管理措置が講じられていればよく、委託者が実際に講じている安全管理措置と同等の措置まで求められているわけではないと考えてよいですか。</p> <p>A3-1 委託先は番号法が求める水準の安全管理措置を講ずるものであり、委託者が高度の措置をとっている場合にまで、それと同等の措置を求めているわけではありません。ただし、安全管理措置の検討については、番号法だけではなく、個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン及び個人情報保護法ガイドライン等を遵守する必要があります。(平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条施行後は、「個人情報保護法」が定める個人情報保護ガイドライン等」に従うこととなるため、回答を更新しました。</p>			
平成29年5月30日	3-15	更新	<p>Q3-15 委託の取扱いについて、個人情報保護法と番号法の規定の違いはありますか。</p> <p>A3-15 委託先が再委託を行う場合の要件について、個人情報保護法では特段の規定はありませんが、番号法では、再委託以降の全ての段階の委託について、最初の委託者の許諾を得ることを要件としています。(平成29年5月更新)</p>	<p>Q3-15 委託の取扱いについて、個人情報保護法と番号法の規定の違いはありますか。</p> <p>A3-15 委託先が再委託を行う場合の要件について、個人情報保護法では特段の規定はありませんが、番号法では、再委託以降の全ての段階の委託について、最初の委託者の許諾を得ることを要件としています。(平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条の施行により、個人情報データベース等を事業の用に供している全ての事業者が個人情報保護法の適用を受けることから、再委託の許諾に関する記載のみとしました。</p>	<p>Q3-15 委託の取扱いについて、個人情報保護法と番号法の規定の違いはありますか。</p> <p>A3-15 委託先の監督義務について、個人情報保護法では、委託者が個人情報取扱事業者に該当する場合に委託先の監督義務を負います(個人情報保護法第22条)。また、委託先が再委託を行う場合において、その委託先が個人情報取扱事業者に該当する場合は委託先の監督義務を負いますが、個人情報取扱事業者に該当しない場合には再委託先の監督義務を負いません。</p> <p>これに対して、番号法では、委託者が個人情報取扱事業者に該当するか否かに関係なく、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する者であれば、委託先に對し監督義務を負うこととなります。</p> <p>また、委託先が再委託を行う場合の要件について、個人情報保護法では特段の規定はありませんが、番号法では、再委託以降の全ての段階の委託について、最初の委託者の許諾を得ることを要件としています。</p>		下線の修正
平成29年5月30日	5-1-2	更新	<p>Q5-1-2 税や社会保険の手続に関して個人番号関係事業者となる事業者は、平成28年1月(個人番号の利用開始)以前に、従業員から個人番号を収集することは可能ですか。</p> <p>A5-1-2 個人番号の追加を受けている本人から、平成28年1月から始まる個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集することは可能です(内閣府「社会保険・税番号制度」(ホームページ)事業者のみがひまへ「事業者による個人番号の事前収集」(について)参照)。(平成27年4月追加)</p>	<p>Q5-1-2 (削除)</p> <p>A5-1-2 (削除)(平成29年5月削除)</p>	<p>既に、個人番号の利用が開始していることから、削除しました。</p>			
平成29年5月30日	5-2	更新	<p>Q5-2 従業員等本人に給与所得の源泉徴収票を交付する場合において、その従業員等本人や扶養親族の個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A5-2 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号を記載しないこととされました。したがって、その本人及び扶養親族の個人番号を記載していない源泉徴収票を本人に交付することとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	<p>Q5-2 従業員等本人に給与所得の源泉徴収票を交付する場合において、その従業員等本人や扶養親族の個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A5-2 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号を記載しないこととされました。したがって、その本人及び扶養親族の個人番号を記載していない源泉徴収票を本人に交付することとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第25条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月・平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法第25条の改正に対応するため、回答を更新しました。</p>			
平成29年5月30日	5-3	更新	<p>Q5-3 住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。</p> <p>A5-3 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号が記載されていない源泉徴収票の交付を受けることとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第25条の開示の求めに基づく個人番号が記載された源泉徴収票を住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で活用する場合には、個人番号部分を復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。(平成27年10月更新)</p>	<p>Q5-3 住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。</p> <p>A5-3 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、平成27年10月2日に所得税法施行規則第93条が改正され、その本人及び扶養親族の個人番号が記載されていない源泉徴収票の交付を受けることとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第25条の開示の求めに基づく個人番号が記載された源泉徴収票を住宅の取得に関する借入れ(住宅ローン)等で活用する場合には、個人番号部分を復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。(平成27年10月・平成29年5月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法第25条の改正に対応するため、回答を更新しました。</p>			

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(更新前欄)	修正前(追加・更新後欄)	修正理由
平成29年5月30日	5-4	更新	<p>Q5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)にも個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月29日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないて本人に交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第29条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の請求があった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	<p>Q5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)にも個人番号を記載して交付してよいですか。</p> <p>A5-4 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月29日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないて本人に交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第29条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の請求があった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第29条による個人情報保護法第29条の改正に対応するため、回答を更新しました。</p>			
平成29年5月30日	5-7	更新	<p>Q5-7 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者であっても、本人の開示の求めに応じて、本人に特定個人情報を提供することはできますか。</p> <p>A5-7 本人から個人情報保護法第29条に基づき開示の請求がされた場合に、番号法第19条各号に定められているものの、法の趣旨上当該特定個人情報の提供が認められず、したがって、個人情報取扱事業者が、本人からの開示の請求に応じて、本人に特定個人情報の開示を行うことは認められません。</p>	<p>Q5-7 個人情報取扱事業者は、本人からの開示の請求に応じて、本人に特定個人情報を提供することはできません。</p> <p>A5-7 本人から個人情報保護法第29条に基づき開示の請求がされた場合に、番号法第19条各号に定められているものの、法の趣旨上当該特定個人情報の提供が認められず、したがって、個人情報取扱事業者が、本人からの開示の請求に応じて、本人に特定個人情報の開示を行うことは認められません。</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条及び第5条の施行により、事業者が個人情報保護法の適用を受けることに伴い、番号法における個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に関する規定が削除されることから、当該事業者に係る回答を削除しました。また、開示の請求がされた場合における特定個人情報の提供については、ガイドラインに記載されているものの、事業者の理解から問合せが多かったことから、本Q&amp;Aにも追記しました。</p>			
平成29年5月30日	5-8	更新	<p>Q5-8 支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。</p> <p>A5-8 個人情報保護法第25条に基づいて開示の求めを行った本人に開示を行う場合は、支払調書等の写しを本人に送付することができます。その際、開示の求めを受け付ける方法として、口頭による方法のほか、口頭による方法を定めることも考えられます。なお、当該支払調書等の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、本人以外の個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。</p>	<p>Q5-8 支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。</p> <p>A5-8 個人情報保護法第25条に基づいて開示の請求を行った本人に開示を行う場合は、支払調書等の写しを本人に送付することができます。その際、開示の求めを受け付ける方法として、口頭による方法のほか、口頭による方法を定めることも考えられます。なお、当該支払調書等の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、本人以外の個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスキングする等の工夫が必要となります。</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法第25条の改正に対応するため、回答を更新しました。</p>			
平成29年5月30日	5-8-2	更新	<p>Q5-8-2 個人番号を記載しなければ、支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。</p> <p>A5-8-2 本人の個人番号を含めて全ての個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスキングすれば、番号法上の提供制限の適用を受けないことから、個人情報保護法第25条に基づいて開示の求めにより、支払調書等の写しを本人に送付することが可能です。(平成27年4月追加)</p>	<p>Q5-8-2 個人番号を記載しなければ、支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。</p> <p>A5-8-2 本人の個人番号を含めて全ての個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスキングすれば、番号法上の提供制限の適用を受けないことから、個人情報保護法第25条に基づいて開示の求めにより、支払調書等の写しを本人に送付することが可能です。(平成27年4月追加)</p>	<p>個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法第25条の改正に対応するため、回答を更新しました。</p>			
平成29年5月30日	7-1	更新	<p>Q7-1 個人番号は変更されることもありますが、保管している個人番号について、定期的に最新性を確認する必要がありますか。</p> <p>A7-1 個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第19条に基づいて、データ内容の正確性の確保に努めることが求められています。したがって、個人番号が変更されたときは本人から事業者に申告するよう周知しておくとともに、一定の期間ごとに個人番号の変更がどうか確認することが考えられます。</p>	<p>Q7-1 個人番号は変更されることもありますが、保管している個人番号について、定期的に最新性を確認する必要がありますか。</p> <p>A7-1 個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第19条に基づいて、データ内容の正確性の確保に努めることが求められています。したがって、個人番号が変更されたときは本人から事業者に申告するよう周知しておくとともに、一定の期間ごとに個人番号の変更がどうか確認することが考えられます。</p>	<p>個人情報保護法等改正法第5条の施行により、番号法における個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に関する規定が削除されることから、当該部分を削除しました。</p>			
平成29年5月30日	11-2	更新	<p>Q11-2 「中小規模事業者」の定義における従業員は誰を含みますか。また、いつの従業員の数ですか。</p> <p>A11-2 従業員とは、中小企業基本法における従業員をいい、労働基準法第20条の規定により解雇の手続きを必要とする労働者と解雇されます。なお、同法第21条の規定により解雇の手続きを必要とする労働者から除かれず、具体的なには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者等が認められます。</p> <p>また、中小規模事業者の判定における従業員数は、事業年度末(事業年度が短い場合には年末等)の従業員の数で判定し、毎年同時期に見直しを行う必要があります。</p>	<p>Q11-2 「中小規模事業者」の定義における従業員について、「同法第21条の規定により同法第20条の適用が除外されている者」は、具体的にどのような者ですか。また、いつの従業員の数ですか。</p> <p>A11-2 「同法第21条の規定により同法第20条の適用が除外されている者」とは、具体的に、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者等が認められます。</p> <p>また、中小規模事業者の判定における従業員数は、事業年度末(事業年度が短い場合には年末等)の従業員の数で判定し、毎年同時期に見直しを行う必要があります。</p>	<p>従業員定義をガイドラインに記載したため、当該記載を踏まえたQ&amp;Aの内容を更新しました。</p>	<p>Q11-2 「中小規模事業者」の定義における従業員は誰を含みますか。また、いつの従業員の数ですか。</p> <p>A11-2 従業員とは、中小企業基本法における従業員をいい、労働基準法第20条の規定により解雇の手続きを必要とする労働者と解雇されます。なお、同法第21条の規定により解雇の手続きを必要とする労働者から除かれず、具体的なには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者等が認められます。</p> <p>また、中小規模事業者の判定における従業員数は、事業年度末(事業年度が短い場合には年末等)の従業員の数で判定し、毎年同時期に見直しを行う必要があります。</p>		インデントの修正 誤記載の大幅な修正

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(更新前側)	修正前(追加・更新後側)	修正理由
平成29年5月30日	14-2	更新	Q14-2 「b」取扱規程等に基づく運用」及び「c」取扱状況を確認する手段の整備」の【中小規模事業者における対応方法】における「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、どのように考えることが適切ですか。 A14-2 「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、例えば、以下の方法が考えられます。 ・業務記録等において、 <b>個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況</b> を記録する。 ・取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。 (平成27年10月更新)	Q14-2 「b」取扱規程等に基づく運用」及び「c」取扱状況を確認する手段の整備」の【中小規模事業者における対応方法】における「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、どのように考えることが適切ですか。 A14-2 「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、例えば、以下の方法が考えられます。 ・業務記録等において、 <b>特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況</b> を記録する。 ・取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存する。 (平成27年10月・平成29年5月更新)	不要部分を削除しました。			
平成29年5月30日	15-1-2	更新	Q15-1-2 <b>事務取扱担当者が、高圧洗浄から特定個人情報を持ち帰る場合に留意すべき事項はありますか。</b> A15-1-2 <b>特定個人情報等を持ち帰る場合についても、当然に漏えい等を防止するために物理的安全管理措置を講ずる必要があります。留意すべき事項については、「c」電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止」を参照してください。(平成27年4月追加)</b>	Q15-1-2 (削除) A15-1-2 (削除)(平成29年5月削除)	ガイドラインにおいて、当該Q&Aの内容を踏まえた改正を行ったため、削除しました。			
平成29年5月30日	15-3	更新	Q15-3 「d」個人番号の削除、増発及び電子媒体等の廃棄」における <b>複製等の廃棄に係る復元不可能な手段として焼却又は消磁が挙げられていますが、他の手段は認められますか。</b> A15-3 <b>例えば、復元不可能な程度に磁断可能なシュレッダーの利用又は個人番号部分を復元できない環境にマスキングすること等が考えられます。</b>	Q15-3 (削除) A15-3 (削除)(平成29年5月削除)	ガイドラインにおいて、当該Q&Aの内容を踏まえた改正を行ったため、削除しました。			
平成29年5月30日	16-4	更新	Q16-4 税務調査において、個人番号を指定した調査要求があった場合、その個人番号に基づいて資料の検索を行うことはできますか。 A16-4 税務当局が、番号法第19条第12号並びに番号法施行令第26条及び別表第8号の規定に従って、租税法に基づき、納税者の個人番号を指定して資料の提出要求を行った場合、提出要求に対応する範囲で、個人番号に基づいて資料の検索を行うこと自体は法令に基づき適法な行為と解されます。 (平成29年5月更新)	Q16-4 税務調査において、個人番号を指定した調査要求があった場合、その個人番号に基づいて資料の検索を行うことはできますか。 A16-4 税務当局が、番号法第19条第14号並びに番号法施行令第26条及び別表第8号の規定に従って、租税法に基づき、納税者の個人番号を指定して資料の提出要求を行った場合、提出要求に対応する範囲で、個人番号に基づいて資料の検索を行うこと自体は法令に基づく適法な行為と解されます。 (平成29年5月更新)	個人情報保護法等改正法第6条による番号法第19条の改正に対応するため、回答を更新しました。			
平成29年5月30日	18-1	更新	Q18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書にも個人番号を記載して交付してよいですか。 A18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月2日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないて交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。 なお、個人情報保護法第22条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の <b>求め</b> があった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月更新)	Q18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書にも個人番号を記載して交付してよいですか。 A18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月2日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないて交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。 なお、個人情報保護法第22条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の <b>求め</b> があった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月・平成29年5月更新)	個人情報保護法等改正法第2条による個人情報保護法第25条の改正に対応するため、回答を更新しました。	Q18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書にも個人番号を記載して交付してよいですか。 A18-1 所得税法等により本人に交付することが義務付けられている支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)については、平成27年10月2日に所得税法施行規則等が改正され、本人の個人番号を記載しないて交付することとされました。したがって、個人番号を記載していない支払通知書を本人に交付することとなります。 なお、個人情報保護法第22条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として支払通知書などの開示の <b>求め</b> があった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。(平成27年10月・平成29年5月更新)	インデントの修正	
平成29年5月30日	18-3	更新	Q18-3 株式会社等振替制度を活用して特定個人情報の提供を受けることができる株式会社等から株主名簿に関する事務の委託を受けた株主名簿管理人は、株式会社発行者と同様に、番号法第19条第10号に従って特定個人情報の提供を受けることができますか。 A18-3 番号法第19条第10号及び番号法施行令第24条において、「社債等の発行者は当該社債に関する事務の委託を受けた株主名簿管理人は、株式会社発行者と同様に、番号法第19条第10号に従って特定個人情報の提供を受けることができます。(平成29年5月更新)	Q18-3 株式会社等振替制度を活用して特定個人情報の提供を受けることができる株式会社等から株主名簿に関する事務の委託を受けた株主名簿管理人は、株式会社発行者と同様に、番号法第19条第11号に従って特定個人情報の提供を受けることができますか。 A18-3 番号法第19条第11号及び番号法施行令第24条において、「社債等の発行者は当該社債に関する事務の委託を受けた株主名簿管理人は、株式会社発行者と同様に、番号法第19条第11号に従って、特定個人情報の提供を受けることができます。(平成29年5月更新)	個人情報保護法等改正法第6条による番号法第19条の改正に対応するため、回答を更新しました。			
平成29年7月12日	3-11-2	追加	-	Q3-11-2 事業者が個人番号関係事務を委託している場合において、現在の委託先との委託契約を終了させて、新たに別の者に個人番号関係事務を委託する際に、現在の委託先が保有している特定個人情報等を新たな委託先に直接提供することは可能ですか。 A3-11-2 現在の委託先との委託契約を終了させて、新たに別の者に委託する場合は、委託契約終了後、現在の委託先が保有する特定個人情報等を委託先に返却又は現在の委託先が廃棄し、委託先から新たな委託先に特定個人情報を提供することが一般的と考えられますが、委託先と新たな委託先との間で個人番号関係事務に関する委託契約が存在しているのであれば、委託先の指示に基づき、現在の委託先から新たな委託先へ、特定個人情報等を直接提供させることは可能です。 この場合、委託先と現在の委託先との間で、委託契約終了にあたって、委託契約により廃棄している特定個人情報、委託先の指示に基づき、新たな委託先へ全て引渡すことをもって、廃棄している特定個人情報等を委託先に返却したものとするなど規定を追加することや、委託契約終了後に特定個人情報等を保有していることを確認することなどが望ましいと考えられます。(平成29年7月追加)	-			
平成29年7月12日	11-5	追加	-	Q11-5 従業者に、特定個人情報等の取扱いに関する研修を行う場合、どのような点に注意すればよいですか。 A11-5 研修を行うに当たっては、受講する従業者が従事する事務の特性、役割等に応じて研修内容に留意すること、研修の進捗状況を確認して再受講の機会を付与することなどが考えられます。(平成29年7月追加)	-			
平成29年7月12日	16-5	追加	-	Q16-5 金融機関が、利用目的を「金融商品取引に関する支払調書作成事務」と特定し、顧客から個人番号の提供を受けた場合、「預貯金口座への付番に関する事務」のためにその個人番号を利用するには、どのような対応が必要ですか。 A16-5 個人番号の提供を受けた時点で利用目的として特定されていなかった「預貯金口座への付番に関する事務」の個人番号を利用することは、特定した利用目的を超えて個人番号を利用することとなりますので、当該事務のためにその個人番号を利用するには、利用目的を明示し、改めて個人番号の提供を受けるか、利用目的を変更し、変更された利用目的を本人に通知し、又は公表する必要があります。(平成29年7月追加)	-			
平成30年3月28日	1-3-2	更新	Q1-3-2 利用目的として「源泉徴収業務等」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、その利用目的を本人に通知している場合、市区町村から送付されてくる従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができますか。 A1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。 したがって、利用目的として「源泉徴収業務等」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、本人に通知している場合、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができます。(平成29年3月追加)	Q1-3-2 利用目的として「源泉徴収業務等」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、その利用目的を本人に通知又は公表している場合、市区町村から送付されてくる従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができますか。 A1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知又は公表しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。 したがって、利用目的として「源泉徴収業務等」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、本人に通知又は公表している場合、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができます。(平成29年3月追加・平成30年3月更新)	平成30年度税制改正の大幅(平成29年12月22日閣議決定)により送付する場合には、当面、個人番号の記載を行わないことが示されたため、修正しました。	Q1-3-2 利用目的として「源泉徴収業務等」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、その利用目的を本人に通知している場合、市区町村から送付されてくる従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができますか。 A1-3-2 利用目的を特定し、本人に通知しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。 したがって、利用目的として「源泉徴収業務等」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、本人に通知している場合、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができます。(平成29年3月追加)	インデントの修正	



※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

>

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(更新前欄)	修正前(追加・更新後欄)	修正理由
平成30年3月28日	1-3-3	更新	<p>Q1-3-3 従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により個人番号の提供を受ける場合のように、本人以外から個人番号の提供を受けることが想定されますが、個人番号の利用目的は、個人番号の提供元ごとに特定する必要がありますか。</p> <p>A1-3-3 利用目的の特定は、個人情報保護法第16条第1項に基づいて行うこととなり、個人番号の提供元ごとに特定する必要はありません。例えば、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することで足ります。(平成29年3月追加)</p>	<p>Q1-3-3 従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により個人番号の提供を受ける場合のように、本人以外から個人番号の提供を受けることが想定されますが、個人番号の利用目的は、個人番号の提供元ごとに特定する必要がありますか。</p> <p>A1-3-3 利用目的の特定は、個人情報保護法第16条第1項に基づいて行うこととなり、個人番号の提供元ごとに特定する必要はありません。例えば、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することで足ります。(平成29年3月追加・<b>平成30年3月更新</b>)</p>	<p>平成30年度税制改正の大綱(平成29年12月22日閣議決定)において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を畫面により送付する場合には、畫面、個人番号の記載を行われないことが示されたため、修正しました。</p>			

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(更新前欄)	修正前(追加・更新後欄)	修正理由
平成30年3月28日	1-13	追加	-	Q1-13 雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用する従業員の福利厚生の一環として財産形成住宅貯蓄や財産形成年金貯蓄、職場積立NISAに関する事務のために利用することはできますか。 A1-13 個人番号の提供を受けた時点では、財産形成住宅貯蓄等に関する事務のために個人番号の提供を行っていただきます。利用目的を変更して、本人に通知又は公表を行うことで当該事務に個人番号を利用することができます。(平成30年3月追加)	-			
平成30年3月28日	1-14	追加	-	Q1-14 従業員の雇用形態をアルバイトから正社員に変更した場合、当初取得した個人番号を利用することができますか。 A1-14 従業員の雇用形態が変わっても、当初の利用目的の範囲内であれば個人番号を利用することができます。また、当初の利用目的を超えて利用する場合は、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人に通知又は公表を行うことで、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができます。(平成30年3月追加)	-			
平成30年3月28日	4-4	更新	Q4-4 従業員持株会は、従業員が所属会社に入社した時点で、その従業員に個人番号の提供を求めることはできますか。また、所属会社経由で個人番号の提供を受けることはできますか。 A4-4 従業員等が <b>主たる株主となっていない</b> 時点では、個人番号関係事務の処理のために必要がある場合とはいえませんので、持株会が従業員等に個人番号の提供を求めることはできません。従業員等が <b>株主となり</b> 持株会に入会した時点で、当該従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなります。また、持株会が個人番号の収集・本人確認事務を所属会社に委託している場合は、持株会が所属会社経由で従業員等の個人番号の提供を受けることができます。	Q4-4 従業員持株会は、従業員が所属会社に入社した時点で、その従業員に個人番号の提供を求めることはできますか。また、所属会社経由で個人番号の提供を受けることはできますか。 A4-4 従業員等が <b>所属会社に入社した</b> 時点では、個人番号関係事務の処理のために必要がある場合とはいえませんので、持株会が従業員等に個人番号の提供を求めることはできません。従業員等が <b>株主となるため</b> に、持株会に入会 <b>直前</b> した時点で、当該従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなります。また、持株会が個人番号の収集・本人確認事務を所属会社に委託している場合は、持株会が所属会社経由で従業員等の個人番号の提供を受けることができます。(平成30年5月更新)	持株会に入会後に株主となる場合があることから、個人番号関係事務の発生が予想できると解される入会申請の時点で修正しました。			
平成30年3月28日	19-1	更新	Q19-1 国外送金等預書の作成・提出に係る事務処理については、外国為替業務に係るシステム処理の一環として行われていますが、その中で個人番号関係事務を <b>直前</b> し、個人番号を取り扱う従業員を限定する必要がありますか。 A19-1 個人番号関係事務に関連する一連の業務の中で、個人番号関係事務と他の事務を <b>区別し</b> 、 <b>個人番号関係業務担当者</b> を限定する必要があります。事業者が適切に「事務範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」を行った上で、その明確化した事務・担当者の範囲を超えて個人番号の利用等がでないようアクセス制御等を行い、必要かつ適切な監督・教育を行えば十分であるという趣旨です。(平成30年3月更新)	Q19-1 国外送金等預書の作成・提出に係る事務処理については、外国為替業務に係るシステム処理の一環として行われていますが、その中で個人番号関係事務を <b>直前</b> し、個人番号を取り扱う従業員を限定する必要がありますか。 A19-1 個人番号関係事務に関連する一連の業務の中で、個人番号関係事務を他の事務と <b>区分し</b> 、 <b>個人番号を取り扱う従業員</b> を限定する必要があります。事業者が適切に「事務範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」を行った上で、その明確化した事務・担当者の範囲を超えて個人番号の利用等がでないようアクセス制御等を行い、必要かつ適切な監督・教育を行えば十分であるという趣旨です。(平成30年3月更新)	質問が寄せられていることから、取扱いを明確にするために、回答を更新しました。			
平成30年6月8日	1-3	更新	Q1-3 複数の個人番号関係事務で個人番号を利用する可能性がある場合において、個人番号の利用が予想される全ての目的について、あらかじめ包括的に特定して、本人への通知等を行ってよいですか。 A1-3 事業者と従業員等の間で <b>発生</b> が予想される事務であれば、あらかじめ複数の事務を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことができます。	Q1-3 複数の個人番号関係事務で個人番号を利用する可能性がある場合において、個人番号の利用が予想される全ての目的について、あらかじめ包括的に特定して、本人への通知等を行ってよいですか。 A1-3 事業者と従業員等の間で <b>個人番号の利用</b> が予想される事務であれば、あらかじめ複数の事務を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことができます。また、 <b>従業員等ごとに利用目的を特定し、通知する必要がある</b> 、 <b>事業者の利用目的を特定し、まとめて通知等を行うことができます。</b> (平成30年6月更新)	将来的な利用可能性も着目して包括的に特定できる旨を明確にするため、記載を追加しました。			
平成30年6月8日	1-5	更新	Q1-5 個人番号の利用目的の通知等は、どのような方法で行うことが適切ですか。 A1-5 個人番号の利用目的の通知等の方法は、 <b>書類の提示のほか社内LANにおける通知</b> が挙げられますが、個人情報保護法第18条及び個人情報保護法ガイドライン等に従って、 <b>従業員が行っている個人情報の取得の際と同様の方法で行うことが考えられます。</b> (平成29年5月更新)	Q1-5 個人番号の利用目的の通知等は、どのような方法で行うことが適切ですか。 A1-5 個人番号の利用目的の通知等の方法としては、 <b>例えば次のような方法が考えられますが、詳細は個人情報保護法第18条及び個人情報保護法ガイドライン等を参照してください。</b> ①社内LANに付ける通知 ②自社のホームページ等への掲載による公表 ③書類の提示による明示 (平成29年5月・平成30年6月更新)	通知に限らず、公表及び明示を行う場合の例示を明確にするため、更新しました。			

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(更新前欄)	修正前(追加・更新後欄)	修正理由
平成30年6月8日	4-2	更新	<p>Q4-2 不動産の使用料等の支払調書の提出範囲は、同一人に対するその年中の支払金額の合計が所得税法の定める一定の金額を超えるものとなっておりますが、その一定の金額を超える場合は個人番号の提供を求めることはできませんか。</p> <p>A4-2 不動産の賃貸借契約については、通常、契約内容で一月当たりの賃料が定められる等、契約を締結する時点において、既にその年中に支払う額が明確となっている場合が多いと思われます。したがって、契約を締結する時点で、契約内容によってその年中の賃料の合計が所得税法の定める一定の金額を超えることが明らかな場合には、<b>支払調書の提出は不要と考えられますので、契約時点で個人番号の提供を求めることはできません。</b></p> <p>一方、年の途中に契約を締結したことから、その年は支払調書の提出が必要であっても、翌年は支払調書の提出が必要とされる場合には、翌年の支払調書作成・提出事務のために当該個人番号の提供を求めることができると解されます。</p>	<p>Q4-2 不動産の使用料等の支払調書の提出範囲は、同一人に対するその年中の支払金額の合計が所得税法の定める一定の金額を超えるものとなっておりますが、その一定の金額を超える場合は個人番号の提供を求めることはできませんか。</p> <p>A4-2 不動産の賃貸借契約については、通常、契約内容で一月当たりの賃料が定められる等、契約を締結する時点において、既にその年中に支払う額が明確となっている場合が多いと思われます。したがって、契約を締結する時点で、契約内容によってその年中の賃料の合計が所得税法の定める一定の金額を超えることが明らかな場合には、<b>支払調書の提出は不要と考えられますので、契約時点で個人番号の提供を求めることはできません。</b></p> <p>一方、年の途中に契約を締結したことから、その年は支払調書の提出が必要であっても、翌年は支払調書の提出が必要とされる場合には、翌年の支払調書作成・提出事務のために当該個人番号の提供を求めることができると解されます。<b>(平成30年6月更新)</b></p>	<p>国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-7)と平仄を合わせるため、更新しました。</p>			
平成30年6月8日	4-6	更新	<p>Q4-6 従業員や課税資料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。</p> <p>A4-6 <b>法定調書の作成などに際し、従業員等から個人番号の提供を受けられない場合は、安易に法定調書等に個人番号を記載しない(税務署等に書類を提出せず、従業員等に対して個人番号の記載は、法律(国税徴収法、所得税法等)で定められた義務であることをご留意し、提供を求めないことをご留意し、経済等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかを判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</b></p> <p>なお、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合でも書類を受取することとしています(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)参照)。(平成27年10月追加・平成28年4月更新)</p>	<p>Q4-6 従業員や課税資料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。</p> <p>A4-6 <b>【国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)【平成30年4月27日更新】】</b></p> <p>法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー(個人番号)の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー(個人番号)を記載しない(税務署等に書類を提出せず、従業員等に対して個人番号(個人番号)の記載は、法律(国税徴収法、所得税法等)で定められた義務であることをご留意し、提供を求めないことをご留意し、経済等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかを判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合でも書類を受取することとしています(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)参照)。(平成27年10月追加・平成28年4月・平成30年6月更新)</p>	<p>国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)が更新されましたので、これに伴い更新しました。</p>			
平成30年6月8日	4-6	更新	<p>Q4-6 従業員や課税資料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。</p> <p>A4-6 <b>法定調書の作成などに際し、顧客から個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等に個人番号を記載しない(税務署等に書類を提出せず、顧客に対して個人番号の記載は、法律(国税徴収法、所得税法等)で定められた義務であることをご留意し、提供を求めないことをご留意し、経済等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかを判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</b></p> <p>なお、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合でも書類を受取することとしています(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)参照)。(平成27年10月追加・平成28年4月更新)</p>	<p>Q4-6 従業員や課税資料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。</p> <p>A4-6 <b>【国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)【平成30年4月27日更新】】</b></p> <p>法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー(個人番号)の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー(個人番号)を記載しない(税務署等に書類を提出せず、顧客に対して個人番号(個人番号)の記載は、法律(国税徴収法、所得税法等)で定められた義務であることをご留意し、提供を求めないことをご留意し、経済等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかを判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合でも書類を受取することとしています(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)参照)。(平成27年10月追加・平成28年4月・平成30年6月更新)</p>	<p>国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)が更新されましたので、これに伴い更新しました。</p>			
平成30年6月8日	17-6	更新	<p>Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。</p> <p>A17-6 法定調書の作成などに際し、顧客から個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等に個人番号を記載しない(税務署等に書類を提出せず、顧客に対して個人番号の記載は、法律(国税徴収法、所得税法等)で定められた義務であることをご留意し、提供を求めないことをご留意し、経済等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかを判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合でも書類を受取することとしています(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)参照)。(平成27年10月追加・平成28年4月更新)</p>	<p>Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。</p> <p>A17-6 法定調書の作成などに際し、顧客から個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等に個人番号を記載しない(税務署等に書類を提出せず、顧客に対して個人番号の記載は、法律(国税徴収法、所得税法等)で定められた義務であることをご留意し、提供を求めないことをご留意し、経済等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかを判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。</p> <p>なお、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合でも書類を受取することとしています(国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)参照)。(平成27年10月追加・平成28年4月・平成30年6月更新)</p>	<p>国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)が更新されましたので、これに伴い更新しました。</p>			
平成30年9月28日	1-1-3	追加	-	<p>Q1-1-3 個人番号の利用目的を特定する場合、どのように特定することが考えられますか。</p>	-			
平成30年9月28日	3-16	追加	-	<p>Q3-16 再委託先に対する監督について、具体的にどのように実施することが考えられますか。</p>	-			
平成30年9月28日	14-1	更新	<p>Q14-1 「b」取扱規程に基づく運用における<b>システムログ又は利用実績</b>の記録の項目及び保存期間は、どのように考えることが適切ですか。</p> <p>A14-1 記録を保存することは、取扱規程等に基づく確実な事務の実施、情報漏えい等の事業発生時の防止、点検・検査及び情報漏えい等の事業に実施するための有効な手段です。記録として保存する内容及び保存期間は、<b>システム</b>で取り扱う情報の種類、量、<b>システム</b>を取り扱う職員の数、点検・検査の頻度等を総合的に勘案し、適切に定めることが重要であると考えます。</p>	<p>Q14-1 「b」取扱規程に基づく運用における<b>特定個人情報等の利用状況</b>の記録の項目及び保存期間は、どのように考えることが適切ですか。</p> <p>A14-1 記録を保存することは、取扱規程等に基づく確実な事務の実施、情報漏えい等の事業発生時の防止、点検・検査及び情報漏えい等の事業に実施するための有効な手段です。記録として保存する内容及び保存期間は、取り扱う情報の種類、量、取り扱う職員の数、点検・検査の頻度等を総合的に勘案し、適切に定めることが重要であると考えます。<b>(平成30年9月更新)</b></p>	<p>平成30年9月28日にガイドラインを改正したため、質問及び回答を更新しました。</p>			
平成30年9月28日	15-1-3	更新	<p>Q15-1-3 「a」特定個人情報等を取り扱う区域の「管理」における「管理区域」及び「取扱区域」を明確にし、<b>物理的な安全管理措置を講ずるに当たって、区域ごとに全て同じ安全管理措置を講ずる必要がある</b>のでしょうか。</p> <p>A15-1-3 各区域で同じ<b>安全管理措置</b>を講ずる必要はなく、区域によっては取り扱う特定個人情報の量、利用頻度、使用する事務機器や環境等により、講ずべき<b>物理的な安全管理措置</b>が異なると考えられますので、例えば、管理区域については厳格な入退室管理、取扱区域については厳格な出入の管理や扉の閉鎖等の工夫を行うなど、それぞれの区域に応じた適切な<b>安全管理措置</b>を講じていただくこととなります。(平成27年8月追加)</p>	<p>Q15-1-3 「a」特定個人情報等を取り扱う区域の「管理」における「管理区域」及び「取扱区域」について、区域ごとに全て同じ措置を講ずる必要があるのでしょうか。</p> <p>A15-1-3 各区域で同じ措置を講ずる必要はなく、区域によっては取り扱う特定個人情報の量、利用頻度、使用する事務機器や環境等により、講ずべき措置が異なると考えられますので、例えば、管理区域については厳格な入退室管理、取扱区域については厳格な出入の管理や扉の閉鎖等の工夫を行うなど、それぞれの区域に応じた適切な<b>安全管理措置</b>を講じていただくこととなります。(平成27年8月追加・平成30年9月更新)</p>	<p>平成30年9月28日にガイドラインを改正したため、質問及び回答を更新しました。</p>			

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(更新前版)	修正前(追加・更新後版)	修正理由
平成30年9月28日	16-6	追加	-	Q16-6 個人番号の利用目的を特定する場合、どのように特定することが考えられますか。 A16-6 個人番号関係事務の場合、例えば、「金融商品取引に関する支払調書作成事務」、「保険取引に関する支払調書作成事務」のように特定することが考えられます。(平成30年9月追加)	-			
令和元年9月25日	5-10	追加	-	Q5-10 身分証明書等として個人番号カードを提示する際に裏面の個人番号が見られた場合、特定個人情報の提供制限に違反しますか。 A5-10 身分証明書等として個人番号カードを提示する際に、意図せずに裏面の個人番号が見られた等により個人番号が閲覧されただけでは、特定個人情報の提供に該当しません。(令和元年9月追加)	-			
令和元年9月25日	5-11	追加	-	Q5-11 個人番号カードを捨棄しましたが、警察に届け出たことは特定個人情報の提供制限に違反しますか。また、警察に届け出るまでの間、一時的に預かることは、特定個人情報の収集・保管制限に違反しますか。 A5-11 捨得した個人番号カードを警察に届け出たことは、特定個人情報の提供制限に違反しません。また、捨得した個人番号カードを警察に届け出るまでの間、一時的に預かることは特定個人情報の収集・保管制限に違反しません。(令和元年9月追加)	-			
令和元年9月25日	6-12	追加	-	Q6-12 身分証明書等として個人番号カードの提示を受ける際に裏面の個人番号が見えた場合、特定個人情報の収集制限に違反しますか。 A6-12 個人番号カードの裏面に記載された個人番号を意図せずに見ただけでは特定個人情報の収集に当たらないため、収集制限に違反しません。ただし、個人番号の書き取り、コピー等を行った場合は、特定個人情報の収集に該当するため、収集・保管制限に違反する可能性があります。(令和元年9月追加)	-			
令和元年9月25日	6-13	追加	-	Q6-13 身分証明書の写しとして、顧客の個人番号カードをコピーしてもよいですか。 A6-13 個人番号カードの表面は身分証明書として広く利用することが想定されており、身分証明書の写しとして使用する目的でカードの表面をコピーすることは問題ありません。一方、番号法で定められた場合以外では、個人番号をコピーすることは特定個人情報の収集・保管制限に違反する可能性があります。カードの裏面の個人番号をコピーすることはできません。(令和元年9月追加)	-			
令和元年10月28日	17-5	更新	Q17-5 死亡保険金の支払に伴って提出する支払調書に記載する保険契約者の個人番号について、 <u>保険契約者が死亡しているケースが想定されますが、その場合どのような対応が適切ですか。</u> A17-5 保険契約者が死亡している場合であっても、支払調書には保険契約者の個人番号を記載することになっています。 <u>死者の個人番号については番号法上の提供制限は及びませんが、保険契約者の個人番号を知っている者に適宜提供を求めらるることとなります。</u>	Q17-5 死亡保険金の支払に伴って提出する支払調書に記載する保険契約者の個人番号の収集について、 <u>どのような注意が必要ですか。</u> A17-5 保険契約者が死亡している場合であっても、支払調書に保険契約者の個人番号を記載して提出することは、 <u>番号法上の義務となります。</u> <u>「保険契約者が死亡した場合、住民基本台帳法上、死亡した保険契約者の個人番号が記載された除票の写しは同一世帯内のみで有効であるため、遺失防止、個人番号の確認が困難となるため、契約時等、保険契約者の生存中や亡くなった後に個人番号を収集することが求められる対応となります。」(令和元年10月更新)</u>	いわゆる「デジタル手続法」によって改正された住民基本台帳法により、除票の取扱いが明確化されたこと等を踏まえ、回答を更新しました。			
令和元年12月10日	3-8-2	追加	-	Q3-8-2 再委託(再々委託以降を含む。)に関連して、①最初の委託者、②委託先、③再委託先は、それぞれどのような点に注意すればよいですか。 A3-8-2 ① 最初の委託者は、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、再委託先に対しても間接的に監督義務を負います。このため、委託先又は再委託先が最初の委託者の許諾を得ずに再委託を行うなど、委託先又は再委託先から個人番号や特定個人情報が増えたりした場合、最初の委託者は、委託先に対する監督責任を問われる可能性があります。② 委託先は、再委託を行うに当たって、最初の委託者の許諾を得なければならない。また、再委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。委託先が最初の委託者の許諾を得ずに再委託を行った場合、委託先だけでなく、再委託先も番号法違反と判断される可能性があります。これを除き、再委託を行う際には、再委託先に対して、最初の委託者の許諾を得ていることを伝えるください。③ 再委託先は、最初の委託者の許諾を得ていることを確認せずに再委託を受け、結果として、最初の委託者の許諾を得ていない再委託に伴って特定個人情報収集した場合、番号法違反と判断される可能性があります。このため、同法違反にならないことを防ぐためには、再委託を受けるに際して、当該再委託が最初の委託者の許諾を得ていることを確認することが重要な対応となります。(令和元年12月追加)	-			
令和2年5月25日	6-2	更新	Q6-2 番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類(個人番号カード、 <u>通知カード</u> 、 <u>身元確認書類等</u> )をコピーして、それを事業所内に保管することはできますか。	Q6-2 番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類(個人番号カード、 <u>通知カード</u> 、 <u>身元確認書類等</u> )をコピーして、それを事業所内に保管することはできますか。	令和2年5月25日にガイドラインを改正したため、質問内容を更新しました。			
令和2年5月25日	6-2-2	更新	Q6-2-2 扶養控除等申告書に記載される扶養親族の個人番号については、従業員が個人番号関係事務実施者として番号法上の本人確認を行うこととされており、事業者には本人確認義務は課せられていませんが、事業者が番号法上の本人確認義務がない場合であっても、書類に正しい番号が記載されているかを確認するために、事業者が扶養親族の <u>通知カード</u> や個人番号カードのコピーを取得することはできますか。	Q6-2-2 扶養控除等申告書に記載される扶養親族の個人番号については、従業員が個人番号関係事務実施者として番号法上の本人確認を行うこととされており、事業者には本人確認義務は課せられていませんが、事業者が番号法上の本人確認義務がない場合であっても、書類に正しい番号が記載されているかを確認するために、事業者が扶養親族の個人番号カードのコピーを取得することはできますか。	令和2年5月25日にガイドラインを改正したため、質問内容を更新しました。			
令和3年9月1日	5-5	更新	A5-5 会社法第436条第2項第1号等に基づき、会計監事として法定監査を行う場合には、法令等の規定に基づき特定個人情報を取り扱うことが可能と解されます。 一方、金融商品取引法第193条の2に基づき法定監査等及び任意の監査の場合には、個人番号関係事務の一部の委託を受けた者として番号法第19条第5項により、特定個人情報の提供を受けることが可能と解されます。	A5-5 会社法第436条第2項第1号等に基づき、会計監事として法定監査を行う場合には、法令等の規定に基づき特定個人情報を取り扱うことが可能と解されます。 一方、金融商品取引法第193条の2に基づき法定監査等及び任意の監査の場合には、個人番号関係事務の一部の委託を受けた者として番号法第19条第5項により、特定個人情報の提供を受けることが可能と解されます。 <u>(令和3年9月更新)</u>	令和3年9月1日にガイドラインを改正したため、回答内容を更新しました。			

※更新の場合は、修正箇所を赤字下線で示しています。

更新日	該当Q&A	種別	更新前	追加・更新後	更新理由	修正前(更新前欄)	修正前(追加・更新後欄)	修正理由
令和3年9月1日	5-12	追加	—	<p>Q5-12 番号法第19 条第4号の「従業者等の同意」について、使用者等は、従業者等から、事前に同意を取得しておくことは可能ですか。</p> <p>別には、将来グループ会社へ転籍する可能性があるため、従業者等の入社時に、将来グループ会社へ転籍する際には使用者等から転籍先のグループ会社に対し、個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、個人番号を含む特定個人情報を提供できることに関する同意を取得しておくことは可能ですか。</p> <p>A5-12 番号法第19 条第4号の「従業者等の同意」については、従業者等の出向・転籍・再就職等先の決定以後に、個人番号を含む特定個人情報の具体的な提供先を明らかにした上で、当該従業者等から同意を取得することが必要です。</p> <p>個別の事実ごとに、具体的に判断されることとなりますが、将来グループ会社へ転籍する可能性があるため、従業者等の入社時に、将来グループ会社へ転籍する際には使用者等から転籍先のグループ会社に対し、個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、個人番号を含む特定個人情報を提供できることに関する同意を取得したとしても、「従業者等の同意」を取得したことにはならないと解されます。(令和3年9月追加)</p>	令和3年9月1日にガイドラインを改正したため、Q&Aを追加しました。			
令和3年9月1日	5-13	追加	—	<p>Q5-13 番号法第19 条第4号に基づき、個人番号を含む特定個人情報の提供を受ける使用者等は、提供元が従業者等から同意を取得していることを確認する必要はありますか。</p> <p>A5-13 個人番号を含む特定個人情報の提供を受ける使用者等は、提供元が従業者等から同意を取得していることを確認する義務はありません。(令和3年9月追加)</p>	令和3年9月1日にガイドラインを改正したため、Q&Aを追加しました。			
令和3年9月1日	15-1-5	追加	—	<p>Q15-1-5 テレワーク等により自宅においてマイナンバーを取り扱っても問題ないですか。</p> <p>A15-1-5 本ガイドラインの(別添)安全管理措置において、「特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(取扱区域)について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう措置する必要がある」と規定されておりますので、当該措置を適切に講じていれば、自宅において取り扱うことは問題ありません。</p> <p>このような取扱いが現行の内部規定に抵触するようであれば、規定を見直すなどにより、適切に対応してください。また、本ガイドラインに加え、当該事業者が遵守すべき法令やガイドライン等がある場合には、当該法令やガイドライン等を所管する団体へ問い合わせるなどにより、適切に対応してください。</p> <p>なお、事務取扱担当者が使用するPCや通信環境に十分なセキュリティ措置を講じていただくとともに、特定個人情報等が記録された電子媒体等を持ち運ぶ際には、紛失・盗難等を防ぐための安全管理措置を講じていただくなど、本ガイドラインで定める取扱い等を防止するための安全管理措置を講ずる必要があることにご留意ください。(令和2年4月「お知らせ」に掲載・令和3年9月追加)</p>	令和3年9月1日にガイドラインを改正したため、Q&Aを追加しました。			
令和3年9月1日	16-4	更新	A16-4 税務当局が、番号法第19 条第14号並びに番号法施行令第26 条及び別添第8号の規定に従って、租税法令に基づき、納税者の個人番号を指定して資料の提出要求を行った場合、提出要求に対応する範囲で、個人番号に基づいて資料の検索を行うこと自体は法令に基づく適法な行為と解されます。(平成29 年5月更新)	A16-4 税務当局が、番号法第19 条第15号並びに番号法施行令第26 条及び別添第8号の規定に従って、租税法令に基づき、納税者の個人番号を指定して資料の提出要求を行った場合、提出要求に対応する範囲で、個人番号に基づいて資料の検索を行うこと自体は法令に基づく適法な行為と解されます。(平成29 年5月・令和3年9月更新)	令和3年9月1日にガイドラインを改正したため、回答内容を更新しました。			
令和3年9月1日	18-3	更新	<p>Q18-3 株式等振替制度を活用して特定個人情報の提供を受けることができる株式発行者から株主名簿に関する事務の委託を受けた株主名簿管理人は、株式発行者と同様に、番号法第19 条第11号に従って特定個人情報の提供を受けることができますか。</p> <p>A18-3 番号法第19 条第11号及び番号法施行令第24 条において、「社債等の発行者に準ずる者」として株主名簿管理人が定められていますので、株式発行者と同様に番号法第19 条第11号に従って、特定個人情報の提供を受けることができます。(平成29 年5月更新)</p>	<p>Q18-3 株式等振替制度を活用して特定個人情報の提供を受けることができる株式発行者から株主名簿に関する事務の委託を受けた株主名簿管理人は、株式発行者と同様に、番号法第19 条第12号に従って特定個人情報の提供を受けることができますか。</p> <p>A18-3 番号法第19 条第12号及び番号法施行令第24 条において、「社債等の発行者に準ずる者」として株主名簿管理人が定められていますので、株式発行者と同様に番号法第19 条第12号に従って、特定個人情報の提供を受けることができます。(平成29 年5月・令和3年9月更新)</p>	令和3年9月1日にガイドラインを改正したため、質問・回答内容を更新しました。			